



# よいち

2020

(令和2年)

8月号

No.832

## 余市町のシンボル シリパ岬と日本海に沈む夕日



余市町の景色をお楽しみください

### 今月の記事

- 02 国民年金からのお知らせ
- 03 新型コロナウイルス感染症等に係る町税制度について
- 04 国勢調査を実施します
- 05 海上自衛隊余市防備隊と防災協定を締結しました！
- 06~07 人事行政の運営等の状況
- 12 余市町テイクアウト代行業業について



## 国民年金からのお知らせ

### 新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料免除について

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合の臨時特例として、国民年金保険料の特例免除申請受付手続きを行っております。

○対象となる方 次のいずれにも該当する方が対象になります。

①令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により、業務の喪失や売り上げの減少等で収入が減少した方

②令和2年2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込額（※1）が、国民年金保険料免除基準相当（※2）（※3）になることが見込まれる方

※1 令和2年2月以降の任意の月（最も収入が低い月など）における所得額を12か月分に換算し、見込みの経費を控除して算出。

※2 当年中の所得見込額が全額免除基準相当や一部免除基準相当に該当する場合に、それぞれの基準に該当する免除が適用となります。

※3 免除等の判定において、世帯主及び配偶者（納付猶予は配偶者のみ）も審査の対象となります。また、申請者本人のほか、世帯主や配偶者が①及び②に該当する場合には申請が可能となります。

○対象期間

令和2年7月分から令和3年6月分まで ※令和2年2月から6月分は、別途申請が必要となります。

○必要書類

届出書各種様式は役場のほか、日本年金機構ホームページ

<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/0430.html> からダウンロードすることもできます。

問合せ 小樽年金事務所 国民年金課 ☎0134-23-4236  
福祉課 福祉グループ ☎21-2120



## お忘れではありませんか？特別定額給付金の申請は8月7日までです。

現在、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金事業が実施されています。

- ・給付対象者：令和2年4月27日（基準日）において余市町の住民基本台帳に記録されている方
- ・申請・受給者：世帯の世帯主とする（申請していただく方）
- ・給付額：1人につき10万円

申請期間 8月7日（金）まで（郵送の場合は、8月7日消印まで有効）

申請期間を過ぎてからの申請は受けられませんので、申請期間中の申請をお願いします。

### 【詐欺被害にご注意ください】

- ・余市町や国等が、現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすることは絶対にありません。
- ・余市町や国等が、「特別定額給付金」の給付のために手数料の振込をお願いすることは絶対にありません。
- ・申請の手続き前に役場や国等が銀行の口座番号等の個人情報や電話や郵便、メール等で問合せをすることは絶対にありません。
- ・メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めることは絶対にありません。

問合せ 福祉課 福祉グループ ☎21-2120



## 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた障害者基礎年金、障害厚生年金に係る障害状態確認届（診断書）の提出期限の延長について

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、治療の観点からは急を要さない障害状態確認届（診断書）の取得等のみを目的とした受診を回避するため、障害状態確認届（診断書）の提出期限が延長されています。

○対象となる方

障害状態確認届（診断書）の提出期限が令和2年2月末日から令和3年2月末日までの間にある受給権者

○延長後の提出期限

現在の提出期限の1年後

○対象受給者に対しての周知方法等

年金機構では、障害状態確認届（診断書）の提出期限が令和2年7月末日から令和3年2月末日までにある受給権者等に対して提出期限前の障害状態確認届（診断書）の送付は行わず、障害状態確認届（診断書）の提出が延長されたことに関する案内を個別で送付しています。

問合せ 小樽年金事務所お客様相談室 ☎0134-65-5003

# 新型コロナウイルス感染症等に係る町税制度についてのお知らせ

## 町税の納税について

### 徴収の猶予（特例制度）

対象となる町税について、対象要件①と②のいずれも満たす場合、申請し許可されると、原則1年間、徴収の猶予を受けることができます。担保の提出は不要で、延滞金もかかりません。

#### ○対象となる町税

令和2年2月1日～令和3年1月31日に納期限が到来するもの

※年金や給与から特別徴収されているものは対象外

#### ○対象要件

- ① 新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、前年同期に比べて概ね20%以上減収していること。
- ② 一時に納税が困難であること。

○申請期限：納期限まで（原則、納期限ごとの申請が必要です。）

## 個人の町・道民税について

イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した方への寄附金控除の適用に係る対応

政府の自粛要請を踏まえて中止された一定の文化芸術・スポーツイベントについてチケットの払戻しを請求しなかった場合に、放棄した金額が所得税において寄附金控除の対象となるものについては、個人の町・道民税においても寄附金税額控除の対象となります。

### 住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る対応

新型コロナウイルス感染症等の影響により、住宅ローンを借りて新築した住宅等に令和2年12月31日までに入居できなかった場合でも、一定の要件を満たす場合には、住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額については、控除限度額の範囲内で個人の町・道民税から控除されます。

## 軽自動車税（環境性能割）について

### 臨時的軽減の延長

軽自動車を取得した場合、軽自動車税（環境性能割）の税率を1%分軽減する特例措置について、その適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とします。

## 固定資産税について

中小企業者等に対する令和3年度固定資産税・都市計画税の課題標準の特例

新型コロナウイルス感染症等に係る中小企業者等が所有する事業の用に供する家屋及び償却資産（土地は対象になりません）を来年度（令和3年度）に限り、固定資産税・都市計画税を軽減します。

#### ○軽減割合

令和2年2月～10月までの任意の連続する3か月間の売上高を前年の同期間と比較し、売上高の減少率に応じた軽減を適用します。

売上高の減少率	30%以上50%未満	50%以上
軽減の割合	2分の1	全額

○申請期限：令和3年1月31日

※申請手続きの詳細については、決定後、町ホームページでお知らせいたします。

### 生産性向上設備等に係る課税標準の特例の拡充・延長

現在、本町が策定した「導入促進基本計画」に基づき「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業者等が新たに投資した設備については、一定の要件を満たした場合、投資後3年間、固定資産税が軽減されますが、今般、本特例の適用対象に、事業用家屋と構築物（※）を追加するとともに、令和3年3月31日までとなっている適用期限を2年間延長します。  
※門や塀、看板（広告塔）や受変電設備など

※各制度についての詳細は、町ホームページをご覧ください。ただか電話でお問合せください。

問合せ 税務課 納税グループ ☎21-2116（町税の納付について）

課税グループ ☎21-2115（個人の町道民税、軽自動車税（環境性能割）、固定資産税について）

# 新型コロナウイルス感染症等に係る道税制度についてのお知らせ

新型コロナウイルス感染症等の影響により道税の納税や申告等が困難な場合には、次の制度があります。

### 納税の猶予について

事業収入の減少等により道税を一時に納税できない場合は、申請によって1年以内の期間に限り、納税の猶予が適用される場合があります。

### 申告期限等の延長について

道税の申告・申請・請求等について、期限までに行うことが困難な場合は、申請によって、その期限が延長される場合があります。

問合せ 小樽道税事務所 納税課 ☎0134-23-9441（納税猶予）

課税課 ☎0134-23-9492（申告期限延長）

あなたも対象!!

# 国勢調査



を実施します

- 国勢調査は、2020年（令和2年）10月1日現在、日本に住んでいるすべての人と世帯が対象です。
- 9月中旬から、調査員がみなさんのお宅を訪問し、調査書類をお配りします。
- 回答は、できる限りインターネットか郵送でお願いします。**
- 国勢調査の結果は、災害時に必要な物資を備えたり、店舗の出店計画に利用されるなど、わたしたちの生活の身近なところに役立てられています。
- 国勢調査では、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、調査書類の配布や調査票の受け取りをできる限り、みなさんと調査員が対面しない非接触の方法で行うようにしています。みなさんのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

インターネット回答期間

9/14(月) → 10/7(水)

調査票(紙)での回答期間

10/1(木) → 10/7(水)

国勢調査については、「国勢調査2020 総合サイト」をご覧ください。

<https://www.kokusei2020.go.jp/>



問合せ 地域協働推進課 広報広聴グループ ☎21-2142



## 子育てに関するお知らせ

### ○児童手当の現況届の提出をお忘れではないですか？

「児童手当の現況届」は、年に1回、児童手当を受給しているすべての方に提出していただく書類です。6月1日に必要な書類を送付し、6月30日までに提出いただくようご案内していますが、お済みでない方は至急提出をお願いします。

現況届の提出がない場合は、6月以降の児童手当が支給できないことがありますので、お忘れのないようお願いします。

### ○児童扶養手当の現況届の提出について

「児童扶養手当の現況届」は、年に1回、児童扶養手当を受給しているすべての方に提出していただき、受給資格を再審査するための書類です。

受給者の方には、必要な書類を7月に送付しておりますので、期限までに提出してください。

現況届の提出がない場合は、8月以降の児童扶養手当が支給できないことがありますのでお忘れのないようお願いします。

提出期限 令和2年8月31日(月)

### ○子育て世帯への臨時特別給付金の申請をお忘れではないですか？

子育て世帯への臨時特別給付金について、公務員の方は所属庁(勤務先)から申請書が配布され、お住まいの市町村に提出することとなっています。

次回のお振り込みは、8月25日までに申請された方が対象となりますので、まだ提出されていない方は、お忘れのないようお願いします。

※公務員以外の方については、6月10日にお振り込みしています。



問合せ 子育て・健康推進課 子育て推進グループ ☎21-2122



## 海上自衛隊余市防備隊と防災協定を締結しました！

海上自衛隊余市防備隊と「災害時の連携に係る協定」を締結しました。

### 協定の概要

災害が発生した場合に、人命救助等の災害応急対策の円滑な実施に資するため、平素から連携すべき事項や初動対応を含めた応急対策活動の実施に関して連携すべき事項について協定を締結しました。

主な内容は、次のとおりです。

- ・災害に関する計画や関係資料・情報の共有
- ・防火訓練、会議等への参加
- ・災害発生時の連携

### 協定締結により強化されるもの

平常時からの情報連絡体制がより充実し、災害発生時の応急対策活動が迅速かつ円滑に実施できるようになります。

### 今後の取り組み

本町が実施する防災訓練や各種会議に積極的に参加していただき、安心・安全な町民生活の確保に向け、一層の連携強化に努めます。

問合せ 地域協働推進課 防災グループ ☎21-2142



## 北海道原子力防災カレンダーに掲載する絵画を募集します

北海道では、原子力防災対策に関する知識の普及と啓発のため、「緊急時に住民のみなさんが取るべき行動」などを掲載した北海道原子力防災カレンダーを町内の全戸に配布します。

このカレンダーに掲載する絵画を、町内の小・中学校に在学する児童・生徒から募集します。

応募いただいた絵画のうち、入選作品をカレンダーに掲載させていただく予定です。

作品のテーマ 13町村のイベントや行事、四季折々の風景です。

(13町村：泊村、共和町、岩内町、神恵内村、寿都町、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町および赤井川村)

※自作、未発表のものに限ります。

用紙サイズ B3 (約36cm×約51cm) または、四つ切り (約38cm×約54cm) を横長で使用してください。使用する画材は自由です。

提出締切 令和2年9月4日(金)まで

応募方法 用紙裏面に①学校名、②学年、③氏名(ふりがな)、④住所、⑤電話番号、⑥作品名を記載し、余市町役場庁舎2階 地域協働推進課へ郵送または持参してください。

問合せ 地域協働推進課 防災グループ ☎21-2142



## 今夏は「感染症」と「熱中症」に注意しましょう

### ○高温に関する情報の活用

今夏は、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、熱中症予防もこれまで以上に心がけるようにしましょう。

暑さの中での作業や運動を避け、のどが渇いていなくても、こまめな水分補給や、汗を多くかいた時の塩分補給が必要です。また、暑さを感じにくいお年寄りや、自分で体調管理ができない乳幼児などがあるご家庭では、室内でも換気を十分にし、風通しの良い涼しい環境を作ることが重要です。マスクも状況に応じて着脱しましょう。

気象台では、石狩・空知・後志地方で当日の最高気温が33℃以上になると予想した場合には「石狩・空知・後志地方高温注意情報」を発表します。この情報が発表された際は、熱中症の危険性が高いことを考慮して行動しましょう。

気象庁ホームページでは熱中症に関する情報を集めたページ「熱中症から身を守るために」を掲載しています。ぜひご覧ください。



気象庁  
熱中症から身を守る  
ために



厚生労働省  
熱中症予防行動  
のポイント

問合せ 札幌管区気象台 天気相談所 ☎011-611-0170

# 令和元年度 人事行政の運営等の状況

余市町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、令和元年度の職員の採用、退職や職員数の状況、給与の状況等について、その概要を公表します。

## 1 職員の任免及び職員数

### ①採用と退職等の状況（令和元年度）

区分	採用	離職				職			内部転出
		退		職		免		職	
		定年	勸奨	死亡	自己都合その他	分限	懲戒	失職	
一般行政職	18人	4人	1人		3人				1人
技能労務職									

### ②職員数の状況（各年4月1日現在）

区分	職員数	対前年増減数	主な増減理由
29年度	199人	1人	事務職・技術職の補充
30年度	199人	0人	
元年度	201人	2人	
2年度	210人	9人	

※職員数は、国が行う定員管理調査による職員数です。(再任用職員(短時間勤務)、会計年度任用職員は含みません。)

## 2 職員の人事評価

職員が職務遂行過程で発揮した能力、業績等を適切に把握し職員の人材育成に役立てるとともに、昇任、配置転換等の人事管理に活用するため、年1回人事評価を実施しています。

## 3 職員の給与

### ①人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (R2.3.31現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	30年度の人件費率
元年度	18,521人	154億6,236万円	2億8,863万円	17億7,021万円	11.4%	11.4%

※普通会計とは、一般会計に各特別会計(水道事業会計を除く)を合算したものです。

### ②職員給与費の状況（一般会計、各特別会計、水道事業会計予算）

区分	職員数 A	給与				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
2年度	219人	7億6,365万円	1億5,625万円	3億1,019万円	12億3,009万円	562万円

- ※ 1. 職員数、給与費は当初予算の積算上の数値ですので、「1 職員の任免及び職員数」の②職員数の状況の数値とは異なります。
- ※ 2. 職員手当には退職手当を含みません。
- ※ 3. 職員数には町長、副町長、教育長は含んでいませんが再任用職員は含んでいます。

### ③初任給及び経験年数別平均給料月額状況（令和2年4月1日現在）

区分	初任給	経験年数			
		10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	
一般行政職	大学卒	182,200円	266,000円	328,300円	364,800円
	高校卒	150,600円	231,400円	271,000円	317,800円

### ④一般行政職の級別職員数の状況（令和2年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
標準的な職務内容	主事・技師 学芸員・主事補	主事・技師	係長・主査 主任	主任保育士 係長・主査	主幹・主任技師 次長・所長・室長	部長・課長 局長	
職員数 (構成比)	39人 (19.1%)	27人 (13.2%)	31人 (15.2%)	32人 (15.7%)	48人 (23.6%)	27人 (13.2%)	204人 (100.0%)

※職員数は、「1 職員の任免及び職員数」の②職員数から技能労務職を除いた全職種の職員です。

### ⑤職員手当の状況

#### ア. 期末手当・勤勉手当（令和元年度支給実績）

区分	余市町			国		
	期末手当	勤勉手当	合計	期末手当	勤勉手当	合計
6月期	1.300月	0.925月	2.225月	1.300月	0.925月	2.225月
12月期	1.300月	0.975月	2.275月	1.300月	0.975月	2.275月
合計	2.600月	1.900月	4.500月	2.600月	1.900月	4.500月

※職制上の段階、職務の級等による加算措置があります。

# 令和元年度 人事行政の運営等の状況

## イ. その他の主な職員手当（令和元年度支給実績）

区分	内容
扶養手当	扶養親族のある職員に支給（国と同じ）。 （月額：配偶者 6,500 円、扶養親族 1 人 6,500 円～ 15,000 円）
通勤手当	【通勤距離が2km以上に限る】 ・交通機関利用者は55,000円を限度に支給。 ・交通用具（自動車等）使用者は距離により2,000円から最高31,600円を支給（国と同じ）。
住居手当	・借家などの場合（家賃12,000円を超える者が対象）は、27,000円を限度に支給（国と同じ）。 ・持家の場合は5,000円を支給。
超過勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給。

※他に宿日直手当、管理職手当などがあります。

## 4 職員の勤務時間とその他の勤務条件

### ①勤務時間（標準的なもの）

1 週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38 時間 45 分	午前 8 時 45 分	午後 5 時 15 分	正午～午後 0 時 45 分

### ②年次有給休暇の取得状況（平成 31 年 1 月 1 日～ 12 月 31 日）

総付与日数 A	総取得日数 B	全対象職員数 C	平均取得日数 B/C	消化率 B/A
6,617 日	1,601 日	174 人	9.2 日	24.2%

※総付与日数には、前年からの繰越分を含みます。

※全対象職員数とは、平成 31 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの全期間在職した一般職員の数です。

※町長、副町長、教育長を除く。

## 5 職員の休業

職員の休業として、育児休業制度が設けられています。令和元年度は 4 名取得者がおりました。

## 6 職員の分限及び懲戒処分

①**分限処分**：分限処分とは、公務能率を維持するための制度で、職員の身分保障を前提としつつ、その職責を十分に果たすことが出来ない場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分をいいます。種類としては、降任、免職、休職及び降給がありますが、令和元年度は疾病により長期の療養が必要なため 2 名の休職者がおりました。

②**懲戒処分**：懲戒処分とは、職員の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分をいいます。戒告、減給、停職、免職の処分がありますが、令和元年度はおりませんでした。

## 7 職員の退職管理

本町課長級以上の職にあった職員が、退職後 2 年間のうちに再就職した場合には、規定により町への届出を義務付けており、令和元年度は法人・団体等へ再就職した者が 1 名おりました。

## 8 服務規律の遵守

地方公務員法において、「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と規定されています。また、法令及び上司の職務命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務専念義務、秘密を守る義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止など、さまざまな義務や制限が課せられています。

## 9 職員の研修

研修内容	受講者数
専門・政策（管理・指導能力、窓口対応、文書作成、法令実務等）	41 人
職場研修（人事評価制度、広報、法律関係、メンタルヘルス）	346 人
その他（新規採用・初級・中級）	36 人

## 10 職員の福利厚生

道内の市町村職員の福祉増進等を図ることを目的とする「北海道市町村職員福祉協会」に加入しています。

### 任命権者と 公平委員会

条例に基づき、議会、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、農業委員会の各任命権者から受理した人事行政の運営等の状況は、町と同様であり、前述の数値に含んでいます。

また、公平委員会からは「勤務条件に関する措置の要求の状況」「不利益処分に関する審査請求の状況」として、後志管内では申立てがなかったことが報告されています。



## 令和2年度一般会計補正予算(第4号)の概要について

令和2年余市町議会第2回定例会において可決されました令和2年度一般会計補正予算(第4号)の概要をお知らせします。

### 補正予算の状況

令和2年度一般会計補正予算(第4号)では、令和2年度への繰越金が2億4,284万6,262円と確定したことによる、法令に基づく財政調整基金への積立金や、町道の道道昇格に伴う、道路区域の確定作業を行うための道路台帳補正委託料の増額、国の事業採択を受けた地域産業マリアージュ推進事業の補正計上など、1億7,292万2千円を増額し、補正後の予算は108億4,622万6千円となりました。

### 主な歳出の補正内容(4号)

●財政調整基金積立金	1億2,500万円	●地域産業マリアージュ推進事業費	
●ふるさと応援寄附金基金積立金	1,535万1千円		1,844万6千円
●道路台帳補正委託料	1,060万円	●周産期医療支援事業負担金	228万8千円

問合せ 財政課 財政グループ ☎21-2114



## 大規模小売店舗届出書の縦覧について

「コメリハードアンドグリーン余市店」の建設に係る事業の名称・規模等の大規模小売店舗届出書について広域に周知するため縦覧を次のとおり行いますので、お知らせします。

縦覧書類 「コメリハードアンドグリーン余市店」大規模小売店舗届出書  
 縦覧場所 余市町役場庁舎2階 経済部商工観光課  
 縦覧期間 6月23日(火)～10月19日(月)  
 8時45分～5時15分、土・日・祝日を除く

問合せ 商工観光課 商工労政グループ ☎21-2125



## 「サポステ出張相談会 in 余市町」の開催について

はこだて若者サポートステーションが出張相談会を行います。働きたいが何から始めたらいいのか相談したい方、お気軽にお越しください。予約優先です。

日時 8月17日(月)13時30分～15時  
 会場 ハローワーク余市  
 対象 15歳～49歳までの働きたい方とそのご家族(学生・在職中の方は利用不可)

※地域若者サポートステーション(通称「サポステ」)とは  
 働くことに踏み出したい若者たちとじっくりと向き合い、本人やご家族の方々だけでは解決が難しい「働き出す力」を引き出し、「職場定着するまで」を全面的にバックアップする厚生労働省委託の支援機関です。

ご予約・問合せ はこだて若者サポートステーション ☎0138-86-5450



## 水道課からのお知らせ

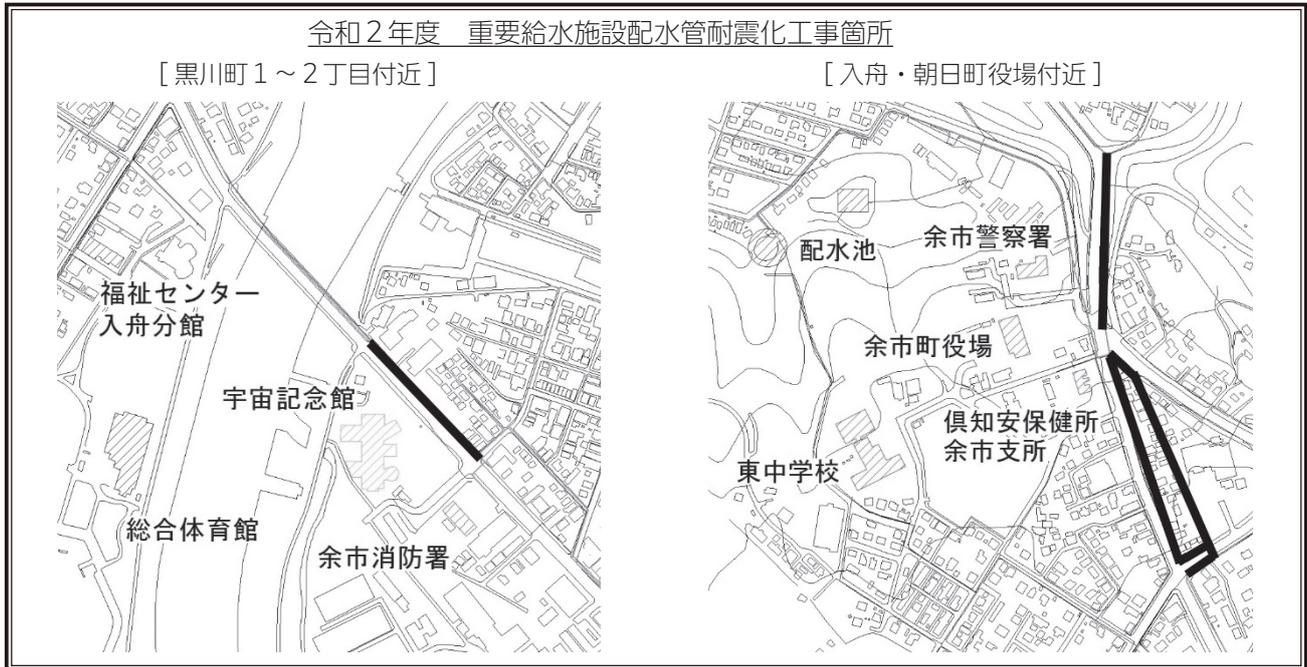
### ◆重要給水施設配水管の耐震化工事を実施します。

水道課では余市町水道施設耐震化計画を策定し、主要な配水管の耐震化工事を実施します。

本年度実施するおもな工事の場所は次の通りです。

町民の皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

なお、工事の実施期間は令和2年7月から令和3年2月を予定しています。



### ◇受水槽の清掃はお済みですか？

水道メータから先の受水槽や給水設備の維持管理は、設置者または管理者が行うことになっています。

水道法では、受水槽の有効容量が10m<sup>3</sup>を超えるもののみ、管理状況の検査の受検を義務づけていますが、町では、安心して水を使用していただくために有効容量が10m<sup>3</sup>以下の小規模な受水槽についても自主的に1年に最低1回以上清掃するよう定めています。

まだ、受水槽の清掃がお済みでない方は、ぜひこの機会に点検・清掃をお願いします。

### ◇漏水調査にご理解とご協力を！

本年度も昨年度に引き続き、公道部分ではなく各家庭に引き込んでいる給水管の漏水調査を実施しています。

本年度は、黒川町1丁目～16丁目を対象としています。

調査は、町が委託した(株)管路診断が行いますので、ご理解とご協力をお願いします。委託期間は10月末までの予定です。

### ◇水道メータ取替工事について

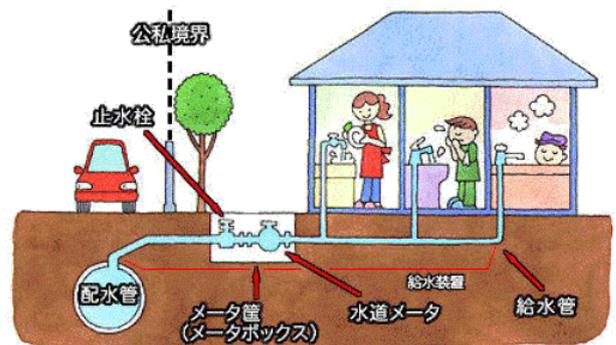
法令に基づき有効期限が満期となる水道メータの交換を実施しています。

通常の交換に係る費用については、お客様の負担はありません。ただし、メータ設置後にその上に支障物件を設置したり、アスファルト舗装で止水栓を覆ってしまった場合など、特別な作業を必要とする場合にはお客様の負担となることがあります。

本年度のメータ取替工事は、(株)堀川管工設備工業、(株)関組、(有)石渡管工設備の3社が行いますのでご理解をお願いします。工事の実施期間は11月15日までの予定です。

### ◇建物解体の際は『水道メータ』を返却してください！

『水道メータ』(建物の壁に設置しているメータ及び地下に埋設されているメータ本体)は、水道料金算定のために水道課が皆さんの各ご家庭に設置しているものです。水道を使用していた建物を解体する場合、水道課設置の『水道メータ』は水道課に返却しなければなりません。最近、建物解体に伴い、水道メータの紛失や漏水の原因となる不適切な処理が発生しています。建物の解体を行う場合は、必ず「余市町指定給水装置工事業者」と相談し、水道メータの撤去・返却を依頼してください。





## 水道料金の減免制度をご存知ですか？

次に掲げる「①基本要件」のすべてに該当する方で、かつ「②世帯要件」のいずれかに該当する場合には、水道料金の一部が軽減される制度があります。

減免の申請の際には、次の要件について確認できるもの（受給者証等）と印鑑をご用意のうえ、役場水道課の窓口までお越しください。

### ①基本要件 右の4つ すべてに 該当し

- 住民税（町道民税）が非課税の世帯であること。
- 水道の用途区分が「一般用」であること。
- 減免申請者が水道の使用名義人であること。
- 生活保護法による生活扶助を受給していないこと。



「②世帯要件」を  
確認出来るものと、  
印かんを持って  
水道課で申請



### ②世帯要件 右の4つの いずれかに 該当すると

- 高齢者世帯：満70歳以上のひとり暮らし世帯または満70歳以上の方のみの世帯
- ひとり親等世帯：児童扶養手当または遺族基礎年金を受給している世帯
- 身体障がい者世帯：身体障害者手帳（1、2級）の交付を受けている方を有する世帯（ただし、該当者が病院や社会福祉施設に入院または入所している場合を除く。）
- 特殊事情世帯：その他、災害等の事情により、特に町長が認めた世帯

### 水道料金 一部軽減

#### 通常料金と減免後の料金の比較

	基本料金（7 <sup>m</sup> まで）	超過料金（1 <sup>m</sup> につき）
通常の水道料金	1,826円	270円
減免後の水道料金	1,588円	235円

（例）一般用口径13ミリで1か月の使用量が15<sup>m</sup>の場合

・通常 1,826円 + (15<sup>m</sup> - 7<sup>m</sup>) × 270円 = 3,986円

・減免後 1,588円 + (15<sup>m</sup> - 7<sup>m</sup>) × 235円 = 3,468円

3,986円（通常） - 3,468円（減免後） = 518円の軽減

## 水道料金のお支払いは便利な口座振替がお勧めです！！

水道料金のお支払いを、給料・年金等の振込口座からの引き落としにすることで、支払いの手間が一切かからなくなり大変便利です。取扱い金融機関の窓口にて、通帳届出印・口座番号がわかるもの（通帳等）をお持ちになり、手続きをお願いします。

取扱い金融機関：北海道信用金庫（本店・各支店）・北洋銀行（本店・道内の各支店）  
余市町農業協同組合・余市郡漁業協同組合・ゆうちょ銀行

水道料金の  
納期内納付  
をお願いします！

問合せ 水道課 業務グループ ☎21-2130



## 電動生ごみ処理機購入助成について

町では、ごみの減量化と堆肥化を目的に、家庭用電動生ごみ処理機を購入される方に対し、その費用の一部の助成を年度当初より行っておりましたが、若干の余裕がありますので、再度申請をお受けします。

購入を希望される方は、次のとおり申込み願います。

なお、助成個数には限りがありますので、予定数を超えた場合は抽選となります。申請しても必ず該当するとは限りませんのでご理解願います。

### 【助成手続き】

#### 購入助成対象者

町内に居住している方。ただし、事業所等は除く。

#### 助成金額

電動生ごみ処理機は1台あたり消費税を含めた額の2分の1（限度額は4万円）

#### 申請手続き

役場（環境対策課）の窓口にて備え付けの申請書に住所、氏名を記入し押印のうえ窓口にて申込みください。また、町ホームページから印刷し、郵送で申請することも可能ですのでご利用ください。

申込期限 8月31日（月）

#### その他

①電話での申込みはできません。

②申請の結果、該当となった方には、詳細について別途お知らせします。

③現品を直接確認されたい方は役場（環境対策課）の窓口に見本として設置しておりますので、お立ち寄りください。

電動生ごみ処理機▶



申込み・問合せ 環境対策課 廃棄物対策グループ ☎21-2118



### お墓参りをする方へのお願い

まもなくお盆を迎え、お墓参りをされる方が多くなってきますが、供物等をそのまま置いておくと、カラス等が食い散らし、墓地内、境内に散乱しますので供物・ゴミ等は必ず持ち帰るようお願いいたします。

また、お墓参りの際は害虫類等（スズメバチ・アブ・ヘビ）に十分気をつけてください。

申込み・問合せ 環境対策課 環境衛生グループ ☎21-2118



### ハチにご注意！！

この時期は、スズメバチ等の活動が活発になり、巣を作り始めます。特に、スズメバチに刺されると命を落とす危険性もあるので、家の周り（軒下）をこまめに確認し、十分注意してください。町では、個人の敷地内に作られたハチの巣の処理は行っておりませんので、ハチの巣処理業者に直接連絡してください。

【ハチの巣処理業者】

古垣建設（株） ☎22-5578

（株）北日本消毒 ☎0134-29-3143

※料金は処理業者に確認してください。

申込み・問合せ 環境対策課 環境衛生グループ ☎21-2118



### 農業用廃プラスチック回収を実施します

農業用廃プラスチックのリサイクルを基本とした適正処理を推進するため、回収活動を次のとおり実施します。

日時 8月25日（火）・26日（水）【2日間】 午前8時30分～正午まで

場所 JAよいち集出荷場 構内（黒川町18丁目13番地）

処理経費等 ・重量を2回（積載状態と車両のみ）計測し、料金を算定します。

・処理経費は排出農業者の負担となります。

・支払方法については、搬入の際に担当者へ申告願います。

その他 搬入の際は、梱包や運搬について留意事項がありますので、詳しくは町のHPでご確認ください。

問合せ 余市町農業協同組合

☎23-3121



タクシーによる飲食店のテイクアウト代行（余市町テイクアウト代行業）

# 8月から「タク配」始めました

※早期終了の可能性あり



「タク配」とは？ 余市町内飲食店のテイクアウトメニューを、  
タクシーが余市町内へ宅配する新サービスです

- タク配は、余市町内の登録飲食店でご利用いただけるサービスです。
- 最低注文価格等の設定はなく、1つの注文からでもご利用可能です。
- 当日の注文でもお受けできますが、目安としては到着希望時間の90分前までには、飲食店への注文をお願いします。
- 1回200円となります。複数店舗でご利用の場合は店舗数×200円となります。
- タクシー車両が稼働可能な時間は、9時から17時となります。

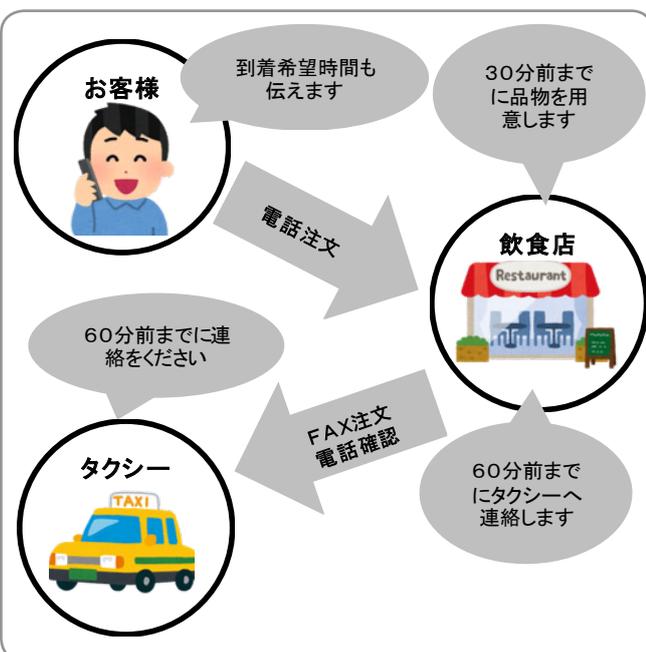
## ■お客様向けご利用方法■

- ①ご注文する飲食店が「タク配」登録飲食店かご確認ください。最新情報は町HP「町内宅配・テイクアウト可能飲食店について」にて掲載しています。
  - ②飲食店への電話注文時に「タク配」を利用する旨をお伝えください。
  - ③続いて「到着希望時間」、「氏名」、「住所」、「電話番号」をお伝えください。
  - ④到着希望時間にタクシーが玄関先まで配達します。状況によって15分程度到着が前後する場合がありますので、ご了承ください。
  - ⑤運転手は品物には触りませんので、お客様自身で車両から品物を引き取ってください。
  - ⑥品物代金の合計に「タク配代金」を加えて、現金でお支払いください。
- ※タクシーの対応可能時間は、9時から17時までとなります。

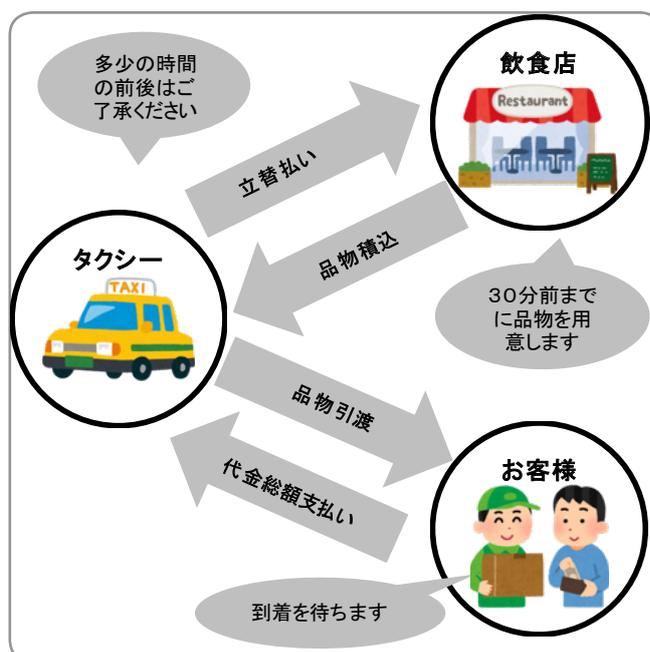
## ■飲食店向けご利用方法■

- ①タクシー会社への連絡は、お客様の到着希望時間の60分前厳守となります。
  - ②お客様の到着希望時間の30分前までに品物を用意してください。
  - ③到着希望時間に合わせて、タクシーが店先まで向かいます。
  - ④運転手は基本的に品物には触りませんので、車両への積み込みは飲食店が行ってください。
  - ⑤運転手が代金を立替払いしますので、レシートを渡してください。
- ※品物に関するその他、個別のトラブル等については当事者間で処理願います。  
※容器は返却不要の使い捨て容器に限定します。  
※品物の転倒や汁物のこぼれ等ないよう、各飲食店にて責任を持って積み込みを行ってください。

## 注文の流れ



## 配達の流れ



問合せ 企画政策課 企画グループ ☎21-2117  
小樽つばめ交通（株）余市支店 ☎23-3111



「北海道新幹線（新青森・札幌間）環境影響評価書（北海道）平成14年1月」に基づく事後調査等報告書（令和元年度）新函館北斗・札幌間（令和2年3月付）の公表について

標記のことにつきまして、北海道新幹線の建設主体である独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構は、「北海道新幹線（新青森・札幌間）環境影響評価書（北海道）平成14年1月」に基づく事後調査等報告書（新函館北斗・札幌間）（令和2年3月）を、環境影響評価法第27条に基づき、次のとおり公表いたします。

(1) 事業者の名称及び住所等

名称 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
住所 神奈川県横浜市中区本町6-50-1 代表者 理事長 北村隆志

(2) 対象事業の名称及び種類

名称 北海道新幹線（新青森・札幌間）  
種類 新幹線鉄道の建設に係る事業

(3) 事後調査等の地域範囲（新線建設の沿線市町村）

北斗市、厚沢部町、八雲町、長万部町、黒松内町、蘭越町、真狩村、豊浦町、ニセコ町、倶知安町、仁木町、赤井川村、余市町、小樽市および札幌市

(4) 閲覧期間及び場所等

期間 令和2年8月1日～8月31日の土曜日、日曜日を除く20日間

時間 午前9時～午後5時

場所 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構北海道新幹線建設局及び同北斗鉄道建設所、同八雲鉄道建設所、同長万部鉄道建設所、同ニセコ鉄道建設所、同倶知安鉄道建設所、同小樽鉄道建設所、同札幌鉄道建設所、北斗市役所、厚沢部町役場、八雲町役場、長万部町役場、黒松内町役場、蘭越町役場、真狩村役場、豊浦町役場、ニセコ町役場、倶知安町役場、仁木町役場、赤井川村役場、余市町役場、小樽市役所および札幌市役所

問合せ 企画政策課 企画グループ ☎21-2117



令和3年度就学時知能検査等の実施について

対象：平成26年4月2日～平成27年4月1日生のお子さま

教育委員会では、毎年、次年度小学校へ入学するお子さまを対象に入学前後の適切な教育指導のために、知能検査・ことばの検査を実施しています。

本年度は次の日程で実施しますので、保護者の方は必ずお子さまに受けさせてください。

また、健康診断を実施する日程については後日、改めてご連絡します。

日程表

学校区	月日	場所	時間帯
沢町小学校区	8月4日（火）	福祉センター	詳細な時間につきまして は、送付した文書をご確認 ください
黒川小学校区	8月6日（木）	黒川小学校	
大川小学校区	8月7日（金）	大川小学校	

※ やむを得ない理由で指定された日に受けられない場合は、上記日程内で変更も可能ですので、事前に教育委員会までご連絡ください。学校区については、別途送付している文書をご確認願います。

問合せ 教育委員会 学校教育課 学校教育グループ ☎21-2138



預けて安心！自筆証書遺言書保管制度

令和2年7月10日（金）から、全国の法務局において、自筆で書いた遺言書を保管する「自筆証書遺言書保管制度」が始まりました。

自筆証書遺言は、本人自ら作成するものですが、遺言書を作成した本人の死亡後、相続人等に発見されなかったり、一部の相続人等による改ざん等のおそれがあることから、これらの問題点を解消するための方策として本制度が創設されました。

ご自身の財産をご家族へ確実に託す方法の一つとして自筆証書遺言を検討される際には、ぜひ本制度をご活用ください。

なお、遺言書保管制度に係る全ての手続には予約が必要です。

詳しくはこちら

【法務省ホームページ】 [http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03\\_00051.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html)

【札幌法務局ホームページ】 [http://houmukyoku.moj.go.jp/sapporo/page000176\\_00002.html](http://houmukyoku.moj.go.jp/sapporo/page000176_00002.html)

問合せ 札幌法務局小樽支局 総務係 ☎0134-23-3012（ダイヤル3）



# 余市宇宙記念館からのお知らせ



余市宇宙記念館は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、接触や3密（密閉、密集、密接）を避けるため、次の通り変更の上、一般観覧を行っております。（展示及び教室内容が変更になる場合があります）

●プラネタリウム、シャトル打上映像、ハッブルシアター、接触を伴うコーナーは当面の間休止いたします。

●消毒や換気のため、開館時間を午前9時30分～午後4時（入館は午後3時まで）に変更しております。

●ご入館の際は、氏名、住所、連絡先電話番号、年齢のご記入が必要です。

●ご入館の際は、マスクの着用を必ず行ってください。

8月のおもしろ宇宙教室		現在受付中
名 称	日 時・内 容	定員
● 航空機教室⑬～⑯ (全16回)	⑬1日(土)・着陸装置、⑭2日(日)・エンジン制御装置、⑮8日(土)・非常装備 ⑯9日(日)・飛行方法 《午後2時～(60分)》	15人
宇宙開発教室④(全7回)	7日(金) ロケットや人工衛星等、日本の宇宙開発について学ぶ 《午後2時～(60分)》	15人
● 宇宙の謎教室①～⑥ (全11回)	①10日(月)・地球の動き、②11日(火)・地球の歴史 ③16日(日)・スペースデブリと隕石 ④23日(日)・ロケット、⑤29日(土)・宇宙速度、⑥30(日)・宇宙開発 《午後2時～(60分)》	15人
● ドローン教室	22日(土) トイドローンを使って、ドローンの仕組みや利用方法等を学ぶ 《午後2時～(90分)》	10人
四季の星座教室④ (全10回)	23日(日) 夏の大三角や星雲、星団等、夏の星空について学ぶ 《午前11時～(60分)》	15人

※天体望遠鏡教室、レゴロボット教室、水ロケット教室、かさ袋ロケット教室、プチロケット教室、ジェルグラス教室、ロボット教室、ペーパークラフト教室、発電機教室、電磁石教室、サイエンスショーは中止となりました。

※対象は、●は小学校5年生以上、その他は小学生以上が対象です。上記教室の参加には入館料はかかりません。

※申し込みは各教室1か月前から電話で受付します。(8月の教室は受付中です。)

※教室の参加には、氏名、住所、連絡先電話番号、年齢のご記入が必要です。

## ～8月の休館日～

3日(月) 17日(月)、24日(月)  
25日(火)、31日(月)

※上の記事の詳細は ☎21-2200) でお問合せいただくか余市宇宙記念館ホームページ  
(<https://www.spacedome.jp>) をご覧ください



◀ホームページをご覧ください

## 上映案内

### 3Dシアター

①宇宙記念館オリジナル番組「2041年、宇宙エレベーター」  
日 時 毎日1時間に1回上映

### ②イベント上映

### 「4次元デジタル

宇宙シアター(ミタカ) 日 時 8月12日(水)  
1回目…午前11時05分  
2回目…午後2時05分

### プラネタリウム

3密を避けるためクローズとします。

★天体観望会は当面の間、開催を見合わせます。

「惑星探査と人工衛星」コーナーを開設。11月30日までの期間限定で公開します！

## 余市町の空間放射線量率

6月23日～7月21日の本町の空間放射線量率は「平常レベル」でした。  
(最高値：44nGy/h、最低値：37nGy/h、平均値：39nGy/h) ※平常時は10～60nGy/h程度

## ～その192～ 『大谷地貝塚の土偶』

前号で紹介した河野常吉さんは、余市町の東部にある国指定史跡大谷地貝塚にも訪れています。

大正14(1925)年10月、「余市町大字黒川村の東部、畚部村に近き処に位置し、余市蘭島間道路及鉄道線より南方約数町、円山の麓、里道より西方に延長せる砂丘にあり。…此砂丘は一面遺物散布地なれども、其内貝塚は、山麓遺跡を去る約十間の処より、長二十五間、幅平均五間の処とす。…貝殻層の厚は一定しないが、最も厚い所は二尺以上ある。…貝塚貝殻中には、獣骨、鳥骨、魚骨も混じている。又、貝塚の内外に石鏃、石斧其他石器屑散布し、土器片亦多くして、厚手も薄手も相応にあり。又、赤色を塗りたる土器片あり。…寺田貞次氏の「余市附近の土地と古代住民」大正八年三月発行北海道人類学雑誌に「附近農家の談によれば人骨の発見さることあり。其頭骨は吾人の頭骨に比し偉大なりと。此等は貝塚研究上注意すべき点なれば、更に調査報告の機至らんことを希望し居れり」と記せり。」（「余市町の先史時代遺跡 大正十四年十月記」『河野常吉ノート』考古編1）

約45m×9m、厚さが約60cmの大規模な貝塚に動物骨や魚骨、石鏃、石斧や土器が入り混じり、様々な土器片や人骨も見られた遺跡だったことがわかります。

河野さんが訪れた3カ月前には、京都帝国大学（当時）の清野謙次さんらによる発掘調査が行われ、貝層のなかから人骨を発見、仰向けで手足を折り曲げた格好で埋葬された人骨だったようです。

清野謙次さんは、明治28(1895)年に岡山県の病院の長男として生まれ、医学博士として京都大学の微生物学講座の教授として活躍する傍ら、考古学に興味を持ち、国内各地の遺跡をめぐって人類学的な見地からの調査を進めました。大谷地貝塚の調査は、札幌で開催されていた大日本病理学会のために北海道を訪れた際に行われたものでした。

清野さんは、貝塚が遺跡東側に厚く存在し、西側に

は住居があったことを報告、その際に、大きな土偶を発見しています。いわゆる遮光器土偶と呼ばれているもので、体長はおよそ20cm、肩幅は約16cm、厚さは約6cmと土偶としては大型のものでした。出土した際は脚と左腕が欠けていましたが、復元されて現在は関西方面の大学に保存されています。遮光器は極北地方に住む人々が使っていた、冬季のまぶしさを防ぐために細い切れ目をいれた眼鏡のことで、遮光器土偶は、青森県つがる市木造の亀ヶ岡出土の国宝が有名です。

清野さんの報告では、サイズのほか、一部が欠けた「大土偶」であること、薄手で縄文が施され、「製作優秀」、「中空」であること、頭にはデザイン化された鬚（まげ）がつけられて、4つの穴があることが指摘されています。余市町内ではこのほかに、フゴツペ貝塚、登町5遺跡、登川左岸遺跡、栄町7遺跡などから人の形をした土偶が見つっていますが、大谷地貝塚のこの土偶が町内では最大のものでした。



▲ 写真：大谷地貝塚出土の土偶  
（「余市水産博物館研究報告」第11号）

子どもの  
歯の健康について

●そもそもむし歯とは？

口の中にいる細菌・ミュータンス菌が、歯についた食べ物糖分を分解して、粥状の物質を作りだし、この物質を接着剤代わりにして細菌の塊（プラーク）を歯につけます。むし歯はこのプラーク中の細菌が、砂糖などの糖分を分解して酸を作りだし、歯の表面を溶かすことによつてはじまります。一度むし歯になると、二度と元の歯の状態には戻りません。

●生まれたばかりの赤ちゃんにはむし歯菌はいませんか！

生まれたばかりの赤ちゃんの口の中には、むし歯菌は存在せず、乳歯が生え始める頃から3歳くらいまでに、主に保育者である父母からうつりやすいと言われています。2〜3歳までに、むし歯菌が子どもの口の中に棲みつかなければ、将来むし歯になる可能性を大きく減らします。

●子どもにもむし歯菌をうつさないためのポイント

♡歯ブラシやスプーンなどをお子さんと共有することはやめましょう。唾液を介してむし歯菌がお子さんの口に入

つります。おじいちゃん・おばあちゃんも気をつけましょう。♡お子さんの保育者は、むし歯を治療したり、歯磨きを丁寧に行う、キシリトールを習慣的に取り入れる等して、むし歯菌をうつす可能性を減らしましょう。



●歯の生え方と磨き方

《6〜8か月頃》下の前歯が生えてくる時期です。ガーゼで磨きましょう。

《8〜10か月頃》上の前歯が生えてくる時期です。上の前歯は唾液が届きにくく、汚れがなかなか自然に落ちにくい特徴があります。歯ブラシを使って磨く練習を始めましょう。

《1歳2〜6か月頃》奥歯（第1乳臼歯）が生えてくる時期です。奥歯は臼状の形をし、溝があるので汚れが溜まりがちです。1日1回、できれば寝る前にきちんと磨いてあげてください。1歳6か月児歯科健診をうけましょう。

《1歳4〜9か月頃》犬歯が生えてくる時期です。

《2歳6か月頃》奥歯（第2乳臼歯）が生え、上下の歯が20本そろつ時期です。子ども自身にも歯ブラシで磨く練習をさせ、歯磨き習慣をつけましょう。最後は大人が仕上げ磨きをしてあげましょう。2歳児フッ化物塗布・3歳児歯科健診をうけましょう。

《6歳》最初の永久歯（6歳臼歯）が生えてくる時期です。この歯は手前の歯よりも1段低く、歯ブラシも届きにくいいため、気を付けて磨くよう子どもに注意しましょう。まだまだ磨き残しがあるかもしれないので、大人が仕上げ磨きをしましょう。

●むし歯になるとなぜいけないの？  
「いつせ生え変わるから」と、乳歯のむし歯を軽くみるのは危険です。乳歯のむし歯は永久歯にも大きな影響を及ぼします。乳歯がむし歯になると、食べ物がしつかり噛めなくなり、偏食になることがあります。また、前歯がなくなったりすると、うまく発音ができなくなります。さらに、乳歯の下では永久歯が育っています。永久歯が成長すると乳歯の根は徐々に吸収されて短くなり、正しく生える場所に永久歯を導きます。むし歯で早い時期に乳歯がなくなると

まつと、隣の乳歯が隙間に寄ってきて、永久歯が正しい場所に出ることができず、歯並びに影響を及ぼすことがあります。また、酷いむし歯になり乳歯の根の周りに膿が溜まると、永久歯の色がくすんだり、質の弱い歯になることもあります。

●将来にわたって健康な歯を守るために

♡「食べたら磨く」を習慣に  
頻繁な間食・ながら食べやダラダラ食べを続けていると、口の中は酸性の状態が続きむし歯になるリスクが高くなります。

♡フッ素を取り入れましょう  
フッ素には、歯を強くする、初期のむし歯を再石灰化するなど、むし歯予防の効果があることがわかっています。

♡定期的に歯科健診にいきましよう  
むし歯予防と口の健康のために定期健診をうけましょう。特に乳歯のむし歯は進行が速いのでむし歯になる前に早期の健診を受けることが大切です。余市町でも、お子さんが1歳6か月・3歳の時期に歯科健診をおこなっています。

2歳の時期にはフッ化物塗布事業を行っており、2歳前半と後半のそれぞれ1回ずつ、町内の

の歯科医院で健診・フッ化物塗布を利用できる受診券を送付しています。受診券は時期がきまいたら送付いたしますのでぜひ、ご利用ください。

風しん抗体検査・予防接種無料クーポン券のお知らせ

定期予防接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日〜昭和54年4月1日生まれの男性を対象とした風しんの抗体検査と予防接種を3年間実施しています。

2年目となる今年度は、令和元年度中に風しん抗体検査を受けていない「昭和41年4月2日〜昭和54年4月1日生まれの男性」に対して、7月上旬に町からご案内とクーポン券を発送しています。

●検査および接種費用 クーポン券を利用することで無料となります。

●実施方法 同封の案内にてご確認ください。

※今年度にクーポン券が発送されない昭和37年4月2日〜昭和41年4月1日生まれの男性については来年度にご案内の予定ですが、今年度に風しん抗体検査・予防接種を希望される場合はクーポン券を発行しますので、お問合せください。

# 健康と暮らしの情報（8月）

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、事業が延期・中止となる場合があります。最新の情報はホームページ等でご確認ください。なお、ご不明な点につきましては、担当までお問い合わせください。

## 子育て情報

事業名	対象者	実施日	時間	会場
3歳児健診	H29年3月生まれ	21日(金)	受付 12:00 ~ 12:20	福祉センター入舟分館
4か月児健診	R2年4月生まれ	25日(火)		
10か月児健診	R元年10月生まれ		受付 11:40 ~ 12:00	
こども相談 (発育・発達・栄養など)	申込みされた方 ※21日(金)までに 申込みが必要です。	26日(水)	9:00 ~ 15:00	余市町役場 ※会場まで来られない 場合はご相談ください

## 健康づくり情報

事業名	実施日	時間	会場	備考
心の健康相談	6日(木) (日程変更の可能性有)	13:30 ~ 15:30	俱知安保健所余市支所 ☎23-3104	3日前までに申込みが必要 (申込先) 俱知安保健所 ☎0136-23-1957
認知症の介護相談	17日(月)	13:30 ~ 15:00	福祉センター入舟分館	ご自由にご相談ください。
健康相談	26日(水)	9:00 ~ 15:00	余市町役場	21日(金)までに申込み が必要です。

## 休日当番医

当番日	医療機関名	電話番号
8月2日(日)	林病院	22-5188
9日(日)	よいち北川眼科医院	22-1308
10日(月)	池田内科クリニック	23-8811
15日(土)	黒川町整形外科クリニック	22-2447
16日(日)	森内科胃腸科医院(仁木町)	32-3455
23日(日)	よいちクリニック	21-4570
30日(日)	よいち整形外科クリニック	48-5000
9月6日(日)	脳神経外科よいち港南クリニック	21-5566

※休日当番医の診療時間は9時～17時までです。

休日当番医は変更になることがありますので、  
確認してから受診してください。

問合せ 子育て・健康推進課 ☎21-2122

## その他の生活情報

事業名	実施日	時間	会場	備考
心配ごと相談	5日(水)、19日(水)	13:00 ~ 16:00	福祉センター入舟分館	(問合せ) 余市町社会福祉協議会 ☎22-3156
無料法律相談 (予約制)	7日(金)	13:30 ~ 14:30		※法律相談は事前 申込み必要
	18日(火)	15:00 ~ 17:00	余市商工会議所 ☎23-2116	
	19日(水)	13:00 ~ 16:00	中央公民館 203号室 ※事前申込み必要 役場総務課 ☎21-2111	

※ 福祉センター入舟分館(入舟町)、中央公民館(大川町4丁目)、俱知安保健所余市支所(朝日町)  
余市商工会議所(黒川町3丁目)

# = 募集・お知らせ =



## 各種自衛官募集

自衛官候補生・一般曹候補生・航空学生・防衛大学校学生・防衛医科大学校医学科学生・防衛医科大学校看護学科学生・予備自衛官補を募集します。

### ●採用上限年齢の引上げについて

自衛官候補生および一般曹候補生の採用年齢が18歳以上33歳未満に変更されました。

※応募資格等は、問合せください。

問合せ 自衛隊札幌地方協力本部

小樽地域事務所

☎0134-22-5521



## 北海道警察官募集

### 採用予定

男性A区分：160名程度

女性A区分：50名程度

男性B区分：155名程度

女性B区分：55名程度

受付期間 8月21日(金)まで

第1次試験 9月21日(月・祝)

第2次試験 10月下旬から11月下旬

問合せ 余市警察署 ☎22-0110



## 北海道障害者職業能力開発校生徒募集

北海道障害者職業能力開発校では、令和2年度建築デザイン科10月生を募集しています。

### 訓練期間

令和2年10月16日

～令和3年3月23日(6か月)

### 受付期間

令和2年8月17日～9月11日

試験日 令和2年9月24日

試験内容 数学、国語、面接

### 申込み・問合せ

最寄りの公共職業安定所(ハローワーク)、または次の連絡先までお問合せください。

北海道障害者職業能力開発校

☎0125-52-2774

FAX 0125-52-9177



## 総合体育館健康教室

### ①ボディコンディショニング

簡単な反復動作で、脚・背中・肩周りなど、全身の調子を整えます。アロマや健康情報も発信します。

日時 8月12日・26日(水曜日)

午後1時30分～3時

### ②体幹バランスUP

体幹バランスを整え、姿勢の矯正、負荷に強い身体づくりを目指します。

日時

8月6日・20日・27日(木曜日)

午後1時15分～2時45分

### ③こころと身体を整えるヨガ

初心者向けのやさしいヨガレッスンで、リラックスした状態での呼吸からの動きで心・身体のバランスを整えます。

日時

8月6日・20日・27日(木曜日)

午後3時～4時30分

### ④基礎代謝UPトレーニング

全身運動を行い、基礎代謝を上げます。基礎代謝が上がっている状態で、ゆっくりとした動作でトレーニングを行うと脂肪燃焼の効果が上がり、効率よく体重減少やサイズダウンが期待できます。

日時

8月7日・21日・28日(金曜日)

午後1時30分～3時

定員 5名(①～④)

(定員になり次第締め切ります)

参加料(使用料含む)

各1回 500円(①～④)

2回セット 800円(①)

3回セット 1,300円(②～④)

### その他

●体育館窓口または電話で申込み。

●健康状態(高血圧等)によりお断りする場合があります。

●動きやすい服装・運動靴、タオル、飲み物は各自ご用意願います。

●ヨガマットをお持ちの方はご持参ください。

●コロナ対策にご協力いただきます。

申込み・問合せ

総合体育館 ☎23-5210



## りんごの花押し花サークル

りんごの花 押し花サークル

日時 8月19日(水)

午前9時30分～12時

講師 村山洋子先生

申込み・問合せ・会場

農村活性化センター

☎23-5568 FAX 23-2189



## 親子でじゃがいも収穫体験

登市民農園事業の一環として本年も「親子でじゃがいも収穫体験」を実施いたします。果樹園に囲まれた農園で親子そろって、じゃがいもの収穫を楽しんでみませんか。多くの皆さんの参加をお待ちしております。

日時 8月23日(日)

午前10時～12時(小雨決行)

※ただし、生育状況により延期の場合があります。

場所 登市民農園

### 募集人員

親子でいも掘り体験ができる方15組、定員になり次第締め切ります。

(子供は小学生以下となります)

### 募集期間

8月17日(月)～19日(水)

### 申込み・問合せ

農村活性化センター

☎23-5568 FAX 23-2189

※参加申込み受付時間は午前9時～

12時まで、申込み受付は1回で1

家族までとします。

### その他

※汚れても良い服装で手袋・帽子・マスクを着用願います。

※収穫したじゃがいもはプレゼントします。

※収穫物を入れる袋・箱等は、各自持参願います。

※収穫体験を延期する場合は、担当者より参加者へ代替日について連絡します。

# = 募集・お知らせ =

## 日時

8月3日(月)～8月14日(金)  
午前9時～午後5時

※ただし、最終日の8月14日(金)は、  
午後3時で終了させていただきます。

## 場所

余市町中央公民館 1階展示ホール

## 掲載パネル

- ・被爆地の状況などについて克明に記録した写真や絵
- ・原爆投下の経緯と原爆の威力についての解説

## 問合せ 企画政策課企画グループ

☎21-2117

※新型コロナウイルスの感染症の状況により中止となる場合があります。

## 児童館行事案内

### 沢町児童館 (☎23-5673)

#### フラワープの会

8月8日(土)午後1時30分～

#### ジャガイモ堀りの会

8月22日(土)午前10時～

※掘ったジャガイモは、お持ち帰りできます。天候により変更あり

#### つどいの広場

8月26日(水)午前10時～

### 黒川児童館 (☎23-4338)

#### おばけキャッチの会

8月16日(日)午後1時30分～

#### つどいの広場

8月20日(木)午前10時～

#### キッズルーム「あっぷる」

(☎48-8850)

密集、密接を避ける為、ご利用される前に電話で利用状況の確認をお願いします。子育て中の親子が気軽に集える場所として開放しています。

#### 対象者

概ね3歳までの児童と保護者

#### 日時 毎週月～金曜日

午前9時30分～午後4時

※8月31日(月)はお休み

詳細はお問い合わせください。

## 今月のわくわくタイム

### 「親子で制作」

～七夕飾りを作りましょう～

#### 日時 8月6日(木)

午前10時～12時

#### 定員 7世帯

#### 受付 8月3日(月)から

#### 申込 キッズルームあっぷる



### 第30回手話を学ぶ会

(昼の部)を開催します

手話を学習することを通じて、聴覚障がい者の方々が抱えている問題を共に考え、地域における福祉の増進を目的に開催します。

## 日時

8月25日～12月1日(全13回)

毎週火曜日 午前10時～12時

場所 中央公民館又は福祉センター  
入舟分館

参加費 600円(テキスト代として)

## 申込み

余市町社会福祉協議会

☎22-3156

余市手話会 中谷

☎22-7127

※過去に手話講座を経験された方の参加も可能です。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、募集人数は15名以内とさせていただきます。



### 「子どもの人権110番」

#### 強化週間

法務局では、子どもの人権についての専門相談電話「子ども人権110番」を設置しています。いじめや虐待など子どもの人権に関する悩みをご相談ください。

また、令和2年8月28日(金)から9月3日(木)までは、全国一斉「子ども人権110番」強化週間です。期間中は、平日の受付時間を延長して、土日も対応します。

#### 子どもの人権110番

0120-007-110

(全国共通・通話料無料)

#### 受付時間

平日：午前8時30分～午後5時15分  
(年未年始を除く)

#### 強化週間中

8月28日～9月3日の平日

午前8時30分～午後7時

8月29日(土)・30日(日)

午前10時～午後5時



### 原爆写真パネル展

「原爆と人間」を開催します

平成2年に余市町議会で決議された「非核余市町宣言」に基づき、毎年実施している「余市町平和を願うまち推進事業」の一環として、写真パネル展「原爆と人間」を次のとおり開催いたします。



### 余市消防署からの

#### お知らせ

## リチウムイオン電池からの火災に注意しましょう

電気は、私たちの日常生活において必要不可欠なエネルギーとして社会の隅々まで深く浸透しています。その一方、電気や電気製品にかかわる火災は、増加傾向にあります。

増加傾向の内訳として携帯端末などを外出先でも充電できるモバイルバッテリーなどが急速に普及し、これらに使用されているリチウムイオン電池からの火災が増えています。

小型充電式電池が使用されている主な製品として、携帯電話、スマートフォン、モバイルバッテリー、パソコン、デジタルカメラ、携帯型ゲーム機などがあります。

### ●火災を防ぐためには

製品には、電気製品が安全性を満たしていることを示す「PSEマーク」の表示があるため、確認しましょう。

また、モバイル機器の安全性向上に取り組む団体(MCPC)が実施する評価試験に合格した製品には「MCPCマーク」が表示され、安全な製品を見極める目安となります。

◇各機器を購入した時に付属されている充電器やメーカー指定の物を使用しましょう。

◇接続部が合致するからといって、充電電圧を確認せずに使用するのはやめましょう。

◇膨張、異音、異臭などの異常が生じたものを使用するのはやめましょう。

◇充電が最後までできない、使用時間が短くなった、充電中に熱くなるなどの異常があった際には使用をやめて、メーカーや販売店に相談してください。

◇容易に取り外せない場所にある小型充電式電池は、無理に取り外すのはやめましょう。

◇使わなくなった小型充電式電池は、事業団体が回収するリサイクルへ出しましょう。

◇ごみ回収方法をよく確認し、可燃ごみや不燃ごみなどに混ぜて廃棄するのは、絶対にやめましょう。

掲載内容に関する詳細やご質問などは、余市消防署までお問い合わせください。

問合せ 余市消防署 ☎23-3711

### ウォーキングで健康増進！

～歩く楽しさを実感～

6月25日(木)、前期健康・生涯スポーツ教室「ウォーキング」の1回目が行われ8名が参加しました。

総合体育館で準備体操後10時にスタート、余市川沿いに北上し余市フィッシャリーナを經由して役場横の坂道を上り、美園墓地付近に抜ける約6kmのコースを1時間30分で歩き終えました。コース周辺の風景を楽しみ、参加者同士の会話も弾んだウォーキング教室となりました。



▲余市川沿いを北上



▲休憩後役場方面へ

### 開講式・学習講座を開催！

学習講座の受講やサークル活動への参加を通して互いに交流を深め合う余市町女性学級の開講式は、7月6日(月)30名の学級生が出席して中央公民館で行われました。

開講式では公民館長の挨拶や学習内容についての説明があり、引き続いて第1回学習講座「考古学講話」が開催されました。テーマは「身近な考古学」、小川康和学芸員より平成30年度から令和元年度にかけて発掘調査を行った八幡山遺跡の出土遺物(土器・石器等)について話をいただきました。



▲受講風景



### 図書館のすてきな窓

#### 「つくって遊ぶ」カタン工作編

#### 「カタカタペンギんをつくらう」

小学生対象のかんたんな工作教室を開催します。ダンボールをつかって、動くおもちゃをつくりましょう。図書館職員が丁寧に指導します。見本(カウスター)に展示しています(はペンギンですが、自分の好きな動物に変えても面白いよ)。

夏休みの自由研究にもぴったり！

日時 8月7日(金)、午前11時～12時

場所 図書館2階視聴覚室

対象及び定員 小学生以上、10名(先着順)

持ち物 好きな色のマジック、はさみ、

細いストロー数本、手ふき。

締め切り 8月5日(水)(電話申込み可)

#### 「第30回余市町読書体験・読書感想文コンクール 作品募集」

面白かった本のこと、感動的だった思い出の一冊のことなどを感じて文にしてみませんか。また、お子さんとの読みかきせや、本にまつわる様々な体験などを文章にしてみませんか。

町教委では、読書を通して心と生活を豊かにした体験や感想を自由に書いた作品を募集します。小・中・高校生は学校を通しての応募となります。一般の方からの奮って応募をお待ちしております。

1人1点、400字詰め原稿用紙に小学生低学年2枚、中・高学年3枚、中学生・高校生・一般は5枚。

締切り 9月9日(水)まで

提出先 小中高校生は各学校へ。一般については図書館へ持参、もしくは郵送してください。

表彰 応募作品の中から審査の結果、入賞者には賞状と副賞、作品集「本とわたし」を贈呈します。

主催 余市町教育委員会

主管 余市町読書体験・読書感想文コンクール実行委員会

後援 余市ライオンズクラブ・余市ロータリークラブ・北海道新聞社余市支局

開館時間 午前10時～午後6時30分  
問合せ 図書館 (☎22-6141)  
(FAX22-7660)  
<https://www.yoichi-lib-UNET.ocn.ne.jp/>

#### 「おはなし会」について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止していたおはなし会を3密対策(換気、人数は3組6人まで、時間は20分程度)を講じながら新しい形で実施します。毎回テーマを設けて楽しい絵本や紙芝居を紹介し、それを借りてもらう形となります。自由参加です。

8月8日(土)「夏だーお家で泳ごう」

8月22日(土)「いろいろな虫、みつけた」

①午前11時、②午後2時、

〇ビニールカーテンを楽しく飾ろう！

新型コロナウイルス感染症防止対策として、カウスターにかけているビニールカーテンをぬり絵で素敵に飾って、「コロナをやっつけよう」!

余市町の木・花・鳥・魚(りんごの木・りんごの花・かもめ・あゆ)のぬり絵の台紙を希望の方に配布します。お家でゆっくりぬって、図書館に持ってきてください。ビニールカーテンに貼って飾りましょう!

今月の休館日 毎週月曜日

9月1日(火)は図書整理日

#### 寿大学・女性学級生のみなさんへ

#### 寿大学 今月の学習

☆8月6日(木)午後1時30分、301号室

●福祉講話「認知症サポーターってなあに?」

●講師 余市町地域包括支援センター職員

#### 女性学級 今月の学習

☆8月17日(月)午後1時30分、301号室

●音楽「楽しいコーラス」

●講師 藤田 繁さん

歌声サークル「コールアミーケ」指導者  
※新型コロナウイルスの流行状況に合わせて中止又は変更になる場合もあります。

余市文化協会の紹介 ～文化の力で町を元気に！～

余市文化協会は昭和52年に設立され、平成29年には創立40周年の記念事業を実施しました。現在は32団体650名の会員が所属し、町民の文化向上と普及発展に寄与することを目的として幅広く活動しています。主たる事業として、文化賞贈呈式・交流会開催、文化祭共催、余市文芸発刊、加盟団体助成等を行っています。

【余市文化協会加盟団体一覧】

令和2年7月現在

No	活動分野・内容	団 体 名	代 表 者	設 立
1	郷土歴史研究	余市郷土研究会	駒木根 恵蔵	昭和8年
2	絵画（油彩）	余市美術協会	横山 恭子	昭和23年
3	日本舞踊・歌謡	余市芸能文化研究会	児玉 康則	昭和38年
4	囲碁	余市囲碁同好会	高瀬 昇	昭和45年
5	写真	余市写友会	市川 靖雄	昭和47年
6	俳句	よいち俳句会	横村 昭	昭和48年
7	詩吟	小樽しりべし岳風会余市支部	大野 哲嗣	昭和48年
8	和太鼓	北海ソーラン太鼓保存会	玉川 義美	昭和50年
9	民謡	余市民謡日の出会	穴戸 仙章	昭和50年
10	川柳	余市川柳会	三浦 雅之	昭和50年
11	カラオケ	余市カラオケ連合会	相内 憲治	昭和56年
12	鑑賞例会他	よいち子ども劇場	大塚 真理子	昭和58年
13	合唱	余市混声合唱団	鈴木 史郎	昭和60年
14	書道	余市書道協会	古川 義一	昭和61年
15	河川環境整備他	川は心のシンフォニーの会	押切 孝作	平成6年
16	バグパイプ演奏	余市パイピングソサエティ	新谷 邦夫	平成2年
17	写真	北海道写真協会余市支部	一戸 弘利	平成9年
18	絵画（油彩）	アトリエ磨乃會	穂井田日出磨	平成10年
19	大正琴	大正琴サークル琴友会	山口 路子	平成3年
20	エッセイ	余市エッセイサークル	今野 英理子	平成11年
21	麻雀	余市麻雀連盟	坂本 利郎	平成7年
22	室内管弦楽	余市室内楽協会	牧野 時夫	平成元年
23	民踊	余市ふるさと民踊会	渡部 節	平成10年
24	菊花栽培	余市菊花同好会	葦本 紘治	昭和36年
25	自然観察	余市自然散策愛好会	中村 昇	平成17年
26	フラダンス	ハイビスカス余市フラサークル	川内 章子	平成17年
27	フラダンス	プルメリア余市フラサークル	木村 亜希子	平成23年
28	絵画（水彩）	星のパレット	久保田 和枝	平成13年
29	声楽	グランパ	藤田 繁	平成26年
30	雅楽	余市雅楽会	大竹 直也	平成25年
31	日本舞踊	日舞サークル	高山 悦子	平成27年
32	合唱	黒川女声コーラス	板谷 知子	令和元年

◆問い合わせ 余市文化協会事務局（中央公民館 ☎23-5001）



町指定文化財有形文化財 絵画  
「アイヌ絵（武者のぼり下絵）」  
昭和54年3月30日指定  
余市町入船町10番地

II 余市町指定文化財の紹介 II  
アイヌと武者が描かれた長く大きな幟絵が旧下ヨイチ運上家内部に掲げられています。運上家内部の天井から床まで届くこの幟絵は約5.5mの長さで、端午の節句に掲げる五月幟のようなかたちをしています。棹を通す輪はなく裏打ちされた掛軸のように吊り下げられています。このアイヌ絵は、源義経が北海道に渡りアイヌの娘と恋をしたという伝説の一場面が描かれているといわれています。中央に立った義経は右手に扇を持ち、もう片方に持つ弓にはアイヌ男性がしがみつき、つるを引こうと懸命に力を入れています。弓がびくともしない程の強弓のようです。その下方には踊りの手振りをするアイヌ男性、赤子を抱くアイヌ女性、楽器を弾くアイヌ男性などが描かれています。  
義経が豪弓の使い手だったかは疑問がのこります。弓を持つ姿は義経の叔父にあたる剛勇無双をうたわれた源為朝のものとよく似ています。  
作者は幕末に活躍した早坂文嶺という松前藩お抱えの絵師で、その作品はアイヌ絵を始め、人物画、武者絵、風景画など多彩で、所在が確認されているのは30点余、道内各地や東北、遠くはアメリカ合衆国やドイツ連邦共和国などの個人あるいは博物館が所蔵しています。仏画に優れた絵師という評価を受けていますが、作品には「アイヌ絵」が多く残され、幾つかの武者図やアイヌ絵には「二司馬」という落款が残されています。「二司馬」とは「二シバ」というアイヌ語に漢字をあてたもので、「財力を持った人格者、貴人」といった意味を持ちます。

## ご寄附に感謝

(順不同、敬称略、金額や氏名など寄附者の希望により掲載をしない場合があります。)

### ●新型コロナウイルス感染症対策として

・小樽地方石油業協同組合余市支部一同  
一金 100,000円

### ●環境対策事業費の一部として

・イオン北海道(株)  
(レジ袋販売代金(レジ袋削減の取り組み)として)  
一金 51,133円

### ●新型コロナウイルス感染症対策として

・東京都 佐々木 健二  
マスク 3,000枚

### ●新型コロナウイルス感染症対策として

・明治安田生命余市出張所  
マスク 500枚

## 知っていますか？ 建退共制度

建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。

この制度は、事業主の方々が、労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

**加入できる事業主：建設業を営む方**

**対象となる労働者：建設業の現場で働く人**

**掛金：日額310円**

### 【特長】

- 国の制度なので安全、確実、申し込み手続きは簡単です。
- 経営事項審査で加点評価の対象となります。
- 掛金の一部を国が助成します。
- 掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。
- 事業主が変わっても退職金は企業間を通して計算されます。

### 【事業主の皆さんへお願い】

- ・ 共済証紙は、労働者の就労日数に応じて適正に貼付してください。
- ・ 「建設業退職金共済手帳」を所持している労働者が、建設業界を引退するときは、忘れずに退職金を請求するよう指導してください。

問合せ 建退共北海道支部

☎011-261-6186

## よいちの人口

令和2年6月30日現在

人口 18,347人 (-14)  
男性 8,539人 (-4)  
女性 9,808人 (-10)  
世帯数 9,814世帯 (+1)

※カッコ( )内の数字は前月比

平成27年国勢調査(確定値)

人口 19,607人 世帯数 8,769世帯

### ●異動の内訳●

転入 27人  
転出 29人  
出生 9人  
死亡 21人

## 【税務課からのお知らせ】

~今月の税~

納期限

町道民税 2期  
国民健康保険税 2期

8月25日(火)

夜間集合徴収所をご利用ください!

8月25日(火) 17:30~19:00

- ・役場1階 税務課窓口
- ・福祉センター本館(富沢町)

※納付書をご持参ください。  
納税相談も実施しています。



### 納期内納付のお願い

町税は、道路・公園の整備、教育、子育て支援、各種福祉サービスなど、皆さんの暮らしを支える大事な費用に充てられています。もし町税が納付されなければ、町の財源が不足し、行政サービスの低下につながります。納期内に納付している方との公平性を保つためにも、町税は必ず納期内に納めてください。

### 納め忘れていた税はありませんか？

町税を納期内に納めていない方には、まず、督促状を送付して未納であることをお知らせします。

また、電話や文書での催告や、自宅訪問などで自主的な納付を促します。それでもなお納付されない場合は、法律に基づき預貯金や給与、不動産等の財産を調査し、差し押さえて滞納町税に充てることとなります。**督促状や催告書が届きましたら、絶対に放置せず、必ずご確認をお願いします。**

### 納税にお困りの方へ

税金は納期限までに納付することになっていますが、**病気や収入の減少等の事情がある場合には、納税の猶予や分割による納付など、個々の実情に応じた納税相談を受けています。**納税にお困りの方は一人で悩まずに、すぐに税務課納税グループにご相談ください。

問合せ 税務課 納税グループ ☎21-2116



『返還へ 未来志向の  
対話と交流』

北方四島の日も早い返還は国民の願いです